

令和 3 年度

仕 様 書

山 口 処 理 場 接 地 改 修 業 務

環境局 環境事業部 処理場管理事務所 山口処理場

山口処理場接地改修業務仕様書

1. 業務内容

本業務は、第 2 及び第 3 山口処理場の接地改修をボーリングステップ工法にて行うものである。

2. 業務場所 第 2 山口処理場 札幌市手稲区手稲山口 2 9 5 番地
第 3 山口処理場 札幌市手稲区手稲山口 3 6 4 番地

3. 履行期間 契約書に示す着手の日から令和 4 年 1 月 3 1 日まで。

4. 作業計画 業務実施にあたっては、下記の書類を作成し、業務主任に提出しなければならない。

- (1) 実施工程表
- (2) 現場組織表
- (3) 主要機械一覧表
- (4) 主要資材一覧表
- (5) 作業方法
- (6) 施工管理
- (7) 緊急連絡体制表
- (8) 交通安全管理
- (9) 作業安全管理

5. 作業方法等

※ボーリングステップ工法により接地極を打ち込む（接地抵抗低減剤併用）。

- (1) ボーリングによる採削
- (2) 接地抵抗低減剤を注入
- (3) 接地極（ステップアース）の挿入
- (4) 接地抵抗値の測定

6. 主要機械及び資材

主要機械及び資材名	備考
ボーリングマシン	
接地抵抗低減剤	
接地極	
接地抵抗測定器	

7. 諸法規の遵守

受託者は業務の施行に当たり、労働基準法・労働安全衛生法・労働災害保障保険法・道路交通法等の諸法令を遵守し、運営・適用は受託者の負担と責任において行わなければならない。

8. 環境配慮

本業務において、委託者である札幌市の公共工事各種ガイドラインに準じ、環境負荷の低減に努めること。

9 業務責任者

受託者は、業務責任者を定め届け出ること。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。

10 提出書類

受託者は、札幌市契約規則により関係書類を業務主任に提出しなければならない。
(表 1 参照)

表 1

提出書類	部数	提出期限	備考
業務着手届	2	着手と同時	
業務責任者届	2	着手と同時	経歴書含む(〃)
健康保険証写し	2	着手と同時	割印(〃)
業務工程表	2	着手と同時	(〃)
受託金額内訳書	2		
業務日報	1	作業を実施した日	
施工図	1		
業務完了届	2	完了と同時	
材料納品書	1	完了と同時	指示がある場合のみ提出
業務写真	1	完了時	

11. 点検、承認

業務責任者は、業務に使用する機材について、事前に業務主任の点検又は承認を受けなければならない。

12. 業務中の検査

業務完了後に手直し又は検査を行うことが困難な箇所については、業務主任の検査を受けた後でなければ次の作業に着手してはならない。

13. 業務現場管理

- (1)業務責任者は常に業務の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。
- (2)業務責任者は業務の実施に影響を及ぼす事故、あるいは人命に損傷が生じた事故及び第三者に損害を与える事故が発生したときは、遅滞なくその状況を業務主任に報告しなければならない。

14 その他

国土交通大臣官房営繕部監修、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編 平成31年版）による。

特記事項

1. 作業前後の接地抵抗値の測定を行うこと。
2. 作業前後の写真撮影を行うこと。
3. 接地極の新旧の繋変え施工については、原則土日で行うこと。
4. 接地の抵抗値は季節変動を考慮した値となるようにすること。
※接地基準抵抗値
A 種：10Ω以下
B 種：27Ω以下
5. 作業で採掘した芝生、地面及びアスファルトについては埋め戻し補修作業を確実にすること。
6. 作業時間は、原則 9 時～17 時迄とする。
7. 業務の完了に際しては、当該業務に関連する部分の後片付け及び清掃を行うこと。
8. 業務実施に必要な機器、工具、消耗品類及び廃棄物処分費は、受託者負担とする。
9. 業務中又は業務終了後、受託者の責任により生じた故障、破損及び事故等は一切受託者の責任により処理すること。
10. その他本仕様に基づかない事項が発生した場合は、業務主任と協議を行い、決定すること。

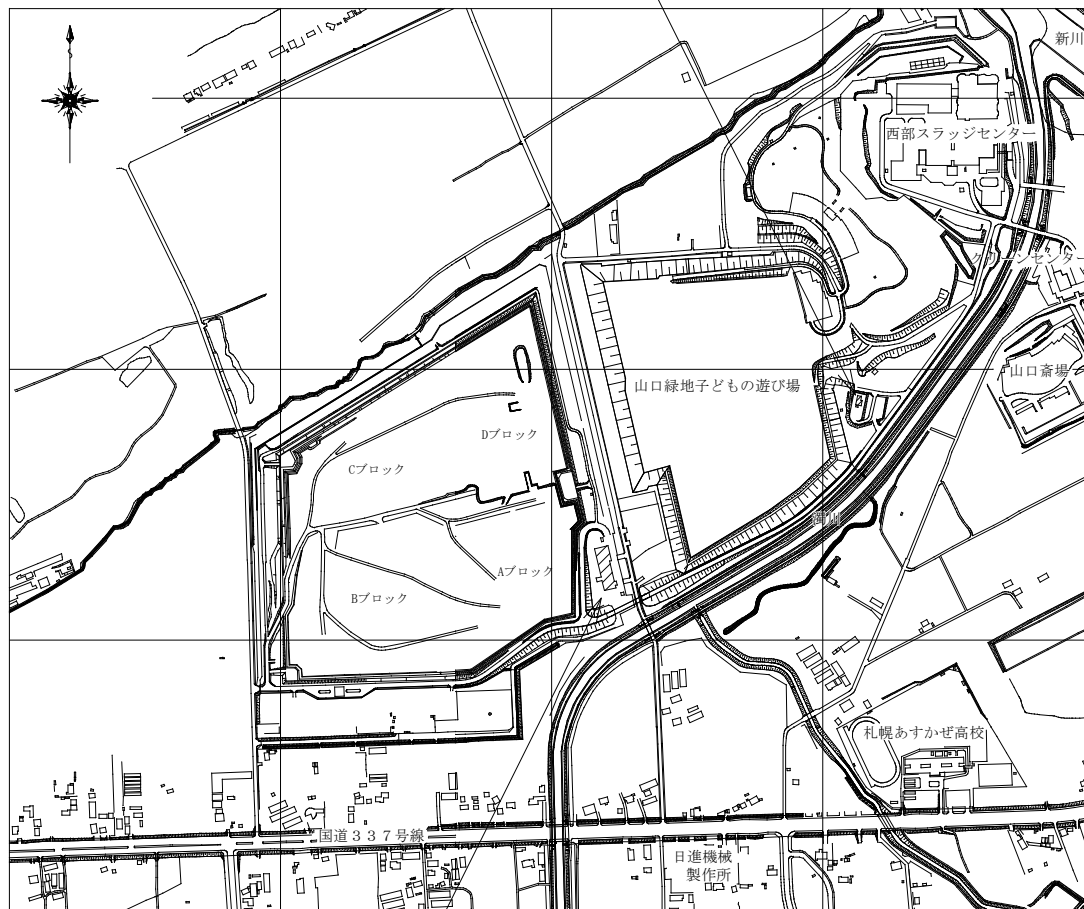
第2山口処理場 接地埋設場所（参考写真）



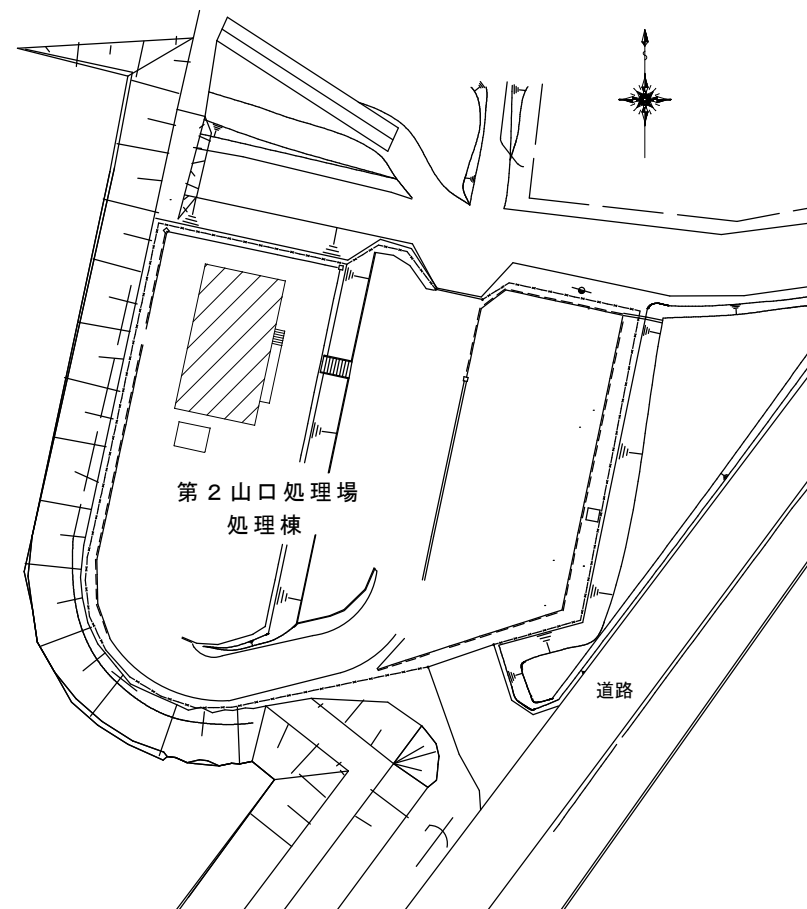
第3山口処理場 接地埋設場所（参考写真）

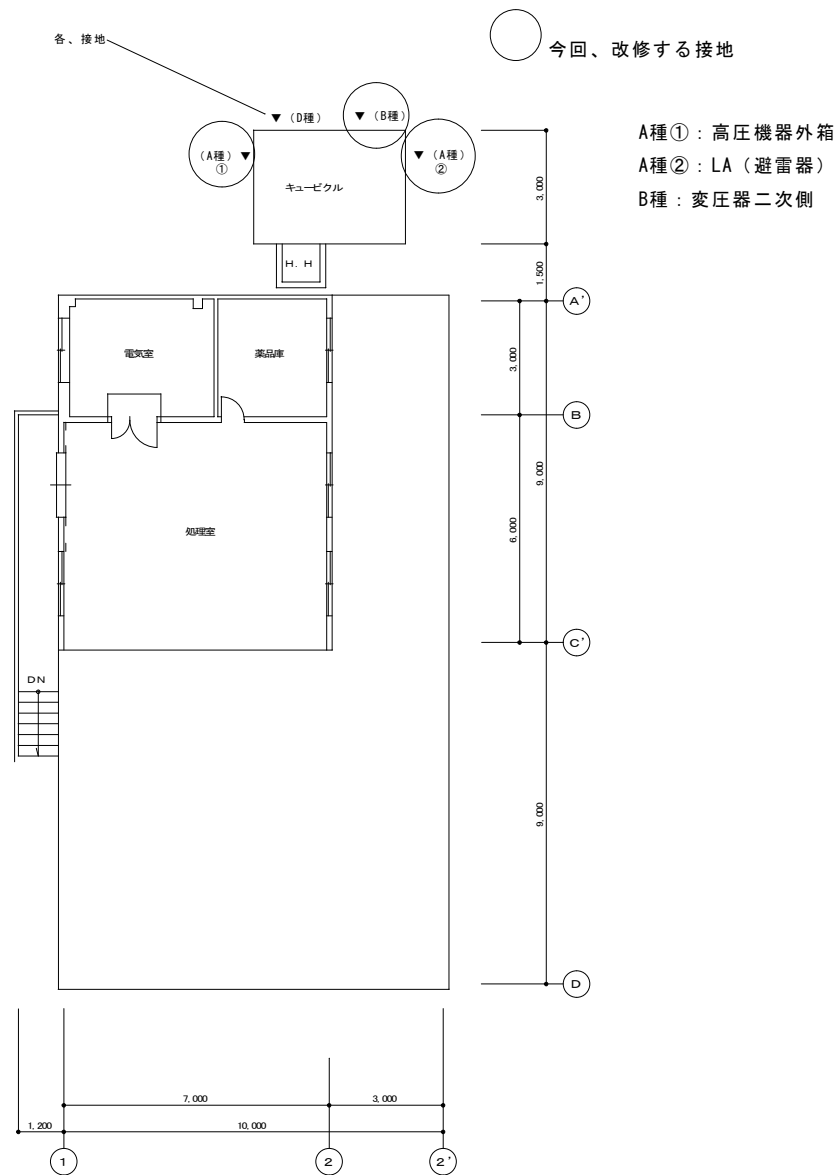


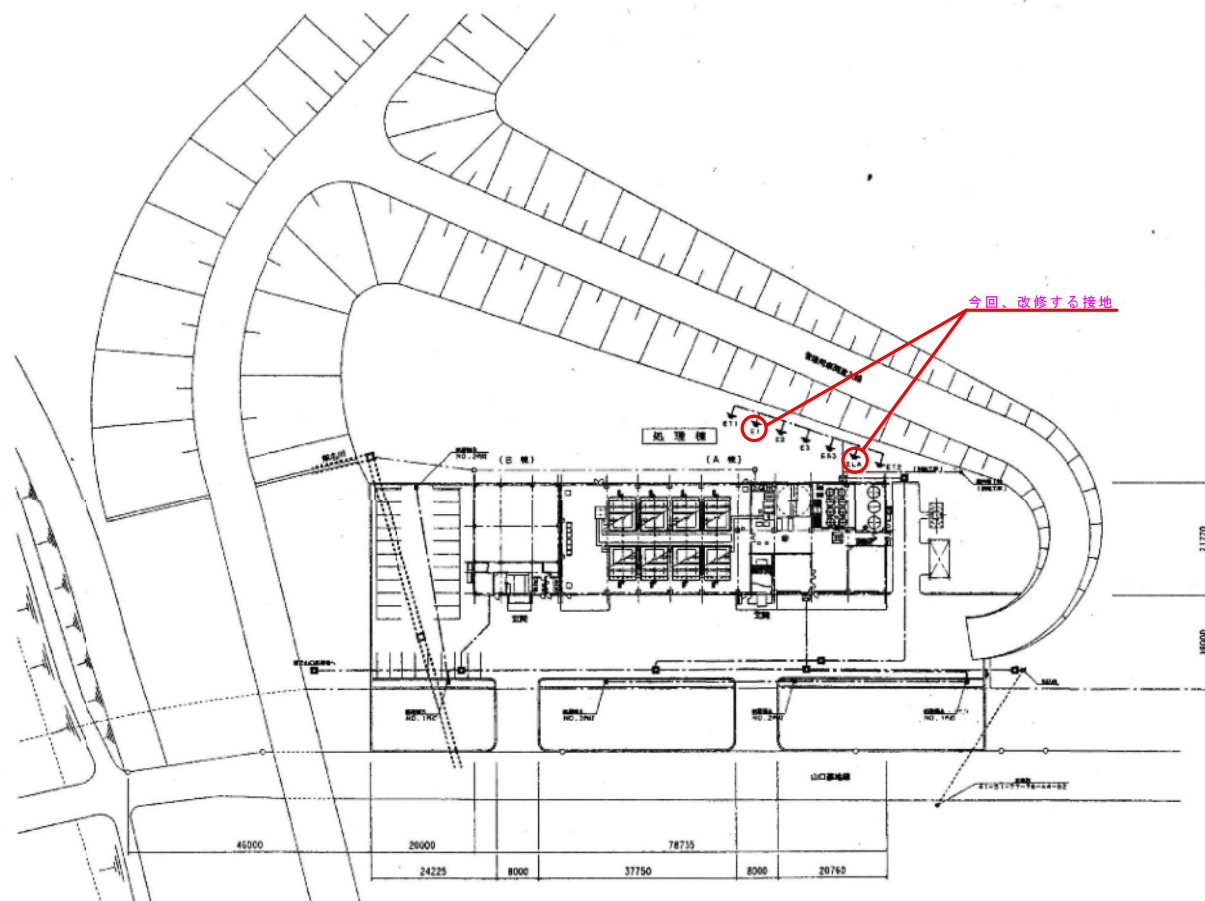
札幌市手稲区手稲山口295番地



札幌市手稲区手稲山口364番地







※
E1 : 高圧機器外箱
ELA : 避雷器